

住宅改修における留意点

- ★ 居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）の支給には、事前（工事着工前）と事後（工事完了後）それぞれの申請が必要となります。事前申請の承認前に工事を着手された場合は、介護保険給付対象外となりますのでご注意ください。
 - ・事前（工事着工前）申請…住宅改修の理由書をもとに、申請者に必要な工事であるか、見積額が妥当であるか等を確認します。
 - ・事後（工事完了後）申請…事前申請のとおり工事が適切に行われたか等を確認します。
- ★ 工事の施工に当たっては事前申請の承認を受けた内容のとおりとし、施工内容に変更が生じる場合は、必ず事前に介護保険課までご連絡ください。

例）申請者の状態変更により手すりの形状を修正した。（横→たて等）
水道管やガス管が通っており手すり取付位置をずらした。
家屋の構造上、手すりの取付けに補強板が必要となった。
変更の内容によっては、事前申請を再度行っていただく場合があります。
- ★ 施工は、建材メーカー等が示している基準にのっとり行ってください。
基準から外れていることが確認されたときは、追加工事の実施や保険給付対象外となる場合があります。
- ★ 申請関係書類はすべて申請者である被保険者名（フルネーム）としてください。申請書、見積書、理由書、領収書などすべて一致させてください。
- ★ 事前申請時点で入院又は入所されている方は、別途「住宅改修にかかる確約書」の提出も必要です。退院又は退所ができなくなった場合、介護保険給付対象外となります。事後申請は、退院又は退所後に行ってください。
- ★ 事前申請時点で要介護（要支援）認定結果が出ていない方は、別途「住宅改修にかかる確約書」の提出も必要です。認定の結果が「非該当（自立）」である場合、介護保険給付対象外となります。事後申請は、要介護認定後に行ってください。
- ★ 住宅改修の建物所有者が本人や同居家族以外の場合は、事前申請時に建物所有者からの「承諾書」の提出も必要です。
- ★ 住宅改修はケアプランに位置づける必要があるため、まず、担当のケアマネジャーに相談してください。担当ケアマネジャーがいない場合は、お住いの地域包括支援センター職員にご相談ください。
- ★ 住宅改修の業者選定に当たっては、3社以上の相見積もりを推奨しております。
- ★ 事後申請は、工事完了後の領収日の翌日から2年以内に行ってください。
- ★ 事前申請後、工事を行わなかった場合は、申請を取り下げる旨の連絡を必ず介護保険課までご連絡ください。
- ★ その他、ご不明点がございましたら介護保険課までご相談ください。